

令和2年度 財政援助団体等監査（令和3年1月28日報告） 【指摘事項】  
 対象団体：郡山市鳥獣被害防止対策協議会（所管課：農林部園芸畜産振興課）

団体に対する指摘事項

	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 園芸畜産振興課	1 事業の実施について 補助事業等に要する経費の配分を変更するときは、要綱で定める軽微な変更を除き、速やかに市長の承認を受けることとなっているが、承認を受けずに行っていた。	措置 (完了)	郡山市鳥獣被害防止対策協議会事業に係る整備事業の不足分の支出に際し、異なる事業種目へ経費の配分を行い、決裁に至る過程においても、市長の承認が必要との認識がないまま、郡山市補助金等の交付に関する規則第9条に定められた補助事業等内容変更等承認申請の手続きを行いませんでした。 指摘のあった点については、補助金等交付決定通知書に記載の補助条件の内容について事務局で再確認し、令和2年度については、変更手続きが必要となる異なる事業種目への支出がないことを確認いたしました。 今後は、学習会を立ち上げて、郡山市補助金等の交付に関する規則及び郡山市農林業振興事業補助金交付要綱について、副担当も交えて十分な確認を行い、適正な事務の執行に努めてまいります。  令和3年7月27日措置通知 市長
2 園芸畜産振興課	2 実績報告について 内容に誤りのある収支精算書及び事業実績書を添付した補助事業等実績報告書（第7号様式）で、実績報告を行っていた。	措置 (完了)	令和元年度郡山市鳥獣被害防止対策協議会事業について、事業完了後、会計年度期間内に作成する書類（収支精算書、事業実績書）について、確認が十分ではなく、金額を一部誤って記載し、郡山市へ提出しました。 指摘のあった点については、令和2年度については、事業完了後、現金出納簿等の関連書類と記載内容に誤りがないか複数人で確認を徹底し、補助事業等実績報告書（第7号様式）を提出いたしました。 今後も、郡山市補助金等の交付に関する規則及び郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱を遵守し、副担当も交えて十分な確認を行い、誤りのない事務の執行に努めてまいります。  令和3年7月27日措置通知 市長
3 園芸畜産振興課	3 会計年度区分について 出納整理期間に関する規定がないまま、会計年度終了後に前年度の出納を行っていた。	措置 (完了)	郡山市鳥獣被害防止対策協議会会計処理規程の一部改正について、書面決議による臨時総会を開催し、会員から承認を得た令和3年2月4日付けで同規程を改正し、出納整理期間に関する規定を定めました。 今後におきましては、事業実施の際には複数による確認を行い、適正な事務の執行に努めてまいります。  令和3年3月24日措置通知 市長

所管部局に対する指摘事項

	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
4 園芸畜産振興課	1 補助金等交付事務 補助金等の額の確定時、奥書証明もなく、内容に誤りのある収支精算書及び事業実績書を添付した補助事業等実績報告書（第7号様式）を受領し、承認していた。	措置 (完了)	郡山市鳥獣被害防止対策協議会から市に対し、補助事業の実績報告に係る書類が提出された際に、審査が十分ではなく、奥書証明がなく、記載金額に誤りがある書類を受領しました。 指摘のあった点については、令和2年度については、協議会から奥書証明された収支精算書（案）を受領し、市の補助金等交付事務マニュアルに基づき、複数人で確認し、補助金額の確定を行いました。 今後は、担当係の畜産係以外の園芸推進係において、郡山市補助金等の交付に関する規則及び郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱について再確認を実施し、マニュアルのチェックリストに基づき、書類の再チェックを行う過程を追加して、適正な事務の執行に努めてまいります。  令和3年7月27日措置通知 市長